

## 長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への 取り組みに関する方針

この方針では、長崎国際大学で行われる研究費の不正使用を未然に防止するため、その責任体制や適正な運営・管理の環境整備などを定めるものである。ここでいう公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日文部科学大臣決定）及びこれに類似した研究資金をいう。

### I 機関内の責任体制の明確化

1. 長崎国際大学及び大学院（以下、「大学」と称す。）を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を学長とする。
  - 2) 最高管理責任者の責任範囲及び権限については別表に示す。
2. 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を大学事務局長とする。
  - 2) 統括管理責任者の責任範囲及び権限については別表に示す。
3. 大学内の各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として研究部局の責任者（コンプライアンス推進責任者）を置き、運営部門の責任者（運営責任者）、経費管理部門の責任者（経費管理責任者）を置く。
  - 2) コンプライアンス推進責任者を各学部長及び各研究科長とする。
  - 3) 運営責任者を産学連携・研究支援室長とする。
  - 4) 経費管理責任者を会計課長とする。
  - 5) 運営責任者と経費管理責任者は、大学事務局長が兼ねることができる。
  - 6) コンプライアンス推進責任者、運営責任者、経費管理責任者の責任範囲及び権限については別表に示す。

#### ※ 関連資料

【図 長崎国際大学における公的研究費の運営・管理体制】

【別表 長崎国際大学における各種責任者等の責任範囲と権限及び相互関係】

### II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1. 大学のすべての教員及び公的研究費を使用する職員は公的研究費を適正に使用する旨の誓約書を提出する。
2. 大学は科学研究費補助金の使用ルール等に関して学内で周知・徹底する機会を設ける。
3. コンプライアンス研修を年間1回以上実施する。
4. 大学のすべての教職員は、研究活動に係る行動規範を遵守し、不正に係る調査などに協力する。
  - 2) 行動規範の内容については是を別に定める。
  - 3) 不正に係る調査や懲戒に関しては大学規程、または法人規程に準ずる。
5. 大学における研究費の不正使用を防止するため、長崎国際大学研究費不正使用防止委員会（以下、「委員会」と称す。）を設置する。

#### ※ 関連資料

【学校法人九州文化学園就業規則第8章第2節（懲戒に関する規定）】

【長崎国際大学研究費不正使用防止委員会規程】

【長崎国際大学の契約に係る取引停止の取扱要項】

- 【学校法人九州文化学園内部監査規定】
- 【長崎国際大学研究倫理指針】
- 【長崎国際大学研究倫理委員会規程】
- 【長崎国際大学利益相反に関する規程】

### III 研究費の適正な運営・管理活動

1. 大学は研究者の出張手続きを整備し、研究者の出張計画とその実行状況を把握する。
2. 研究に係る事務担当者は研究に関わる非常勤雇用者の執務場所を訪問し、勤務確認を行うなど非常勤雇用者の勤務実態を把握するよう努める。
3. 大学事務局は、納品検収体制に係る内規等により、物品費の購入状況を把握する検品検収体制を整備する。
  - 2) 納品検収に係る内規は別に定める。
  - 3) 物品発注に関しては、別に定める。
4. 大学は不正の未然防止として、主要取引先から不正経理防止に関する確認書を徴する。
  - 2) 取引停止等の処分に関する要項により、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分をする。
  - 3) 取引停止等の処分に関する要項は是を別に定める。

#### ※ 関連資料

- 【長崎国際大学における納品検収の取扱内規】
- 【長崎国際大学の契約に係る取引停止の取扱要項】
- 【科研費物品調達フロー図】
- 【科研費等の事務処理に係る各段階の文章の概観図】

### IV 情報の伝達を確保する体制の確立

1. 不正使用に対する通報の窓口を設ける。
  - 2) 通報・相談、及び告発窓口は、大学事務局産学連携・研究支援室とする。
  - 3) 通報・相談、及び告発窓口の責任者は、大学事務局長とする。
2. 公的研究費の事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
  - 2) 研究遂行に係る事務処理手続きの相談窓口は、産学連携・研究支援室とする。
  - 3) 公的研究費使用ルールに関する相談窓口は、会計課長とする。
  - 4) 公益通報者及び内部通報者の保護については【学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則】及び【長崎国際大学における内部通報に関する要領】による。

#### ※ 関連資料

- 【学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則】
- 【長崎国際大学における内部通報に関する要領】

### V モニタリングの在り方

1. 監事、法人事務局財務課並びに内部監査部門が連携して、公的研究費の使用に関する効果的な内部監査の実施に向け体制整備を進める。

### VI 不定期調査の実施

1. 研究費の不正使用に関し、不定期の調査を行う。調査の対象、及び時期は委員会が決定し、最高管理責任者（学長）の承認を受ける。

2. 統括管理責任者（大学事務局長）は、法人事務局長に報告し、法人事務局長は理事長の承認を受ける。

VII. 不正使用に伴う補助金の返還等

補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還しなければならない。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じるものとする。

VIII 方針の改定

この方針の改定は、委員会及び運営会議の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

※ 関連資料

【学校法人九州文化学園内部監査規定】

附則

この方針は平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

附則

この方針は平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この方針は平成 27 年 10 月 28 日より施行する。

附則

この方針は平成 28 年 2 月 24 日より施行する。

附則

この方針は平成 30 年 3 月 1 日より施行する。

附則

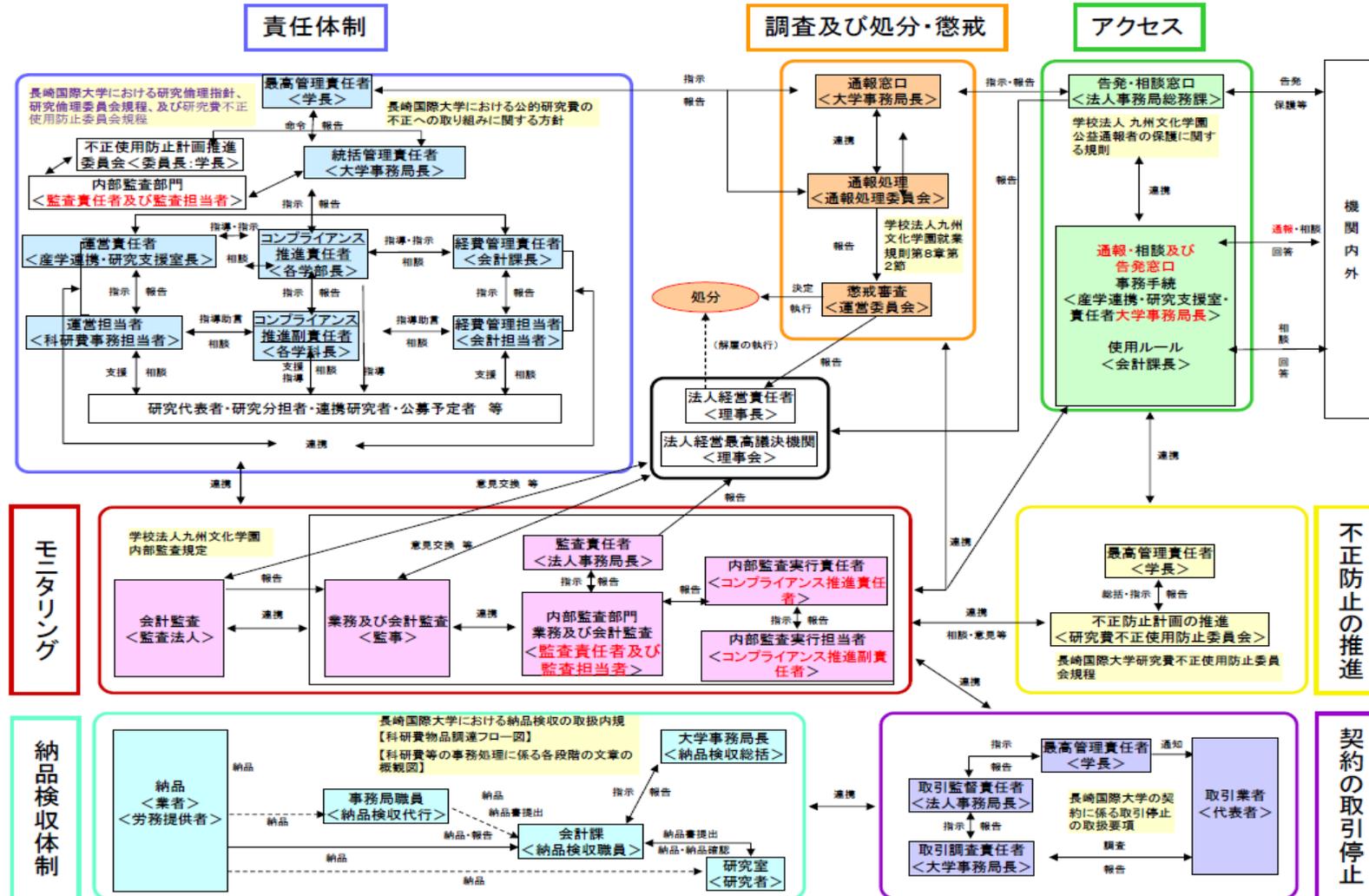
この方針は、令和元年 9 月 25 日から施行する。

附則

この方針は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

# 長崎国際大学における公的研究費の運営・管理体制

別表



別表

公的研究費管理監査監督に関するガイドラインによる  
各種責任者等の責任範囲と権限及び相互関係

区分	役職	責任範囲	権限	相互関係
最高管理責任者	学長	大学全体の公的研究費の最終的な運営・管理に関することおよび不正防止対策の基本方針を策定・周知	公的研究費の運営管理を適切に維持するための統括管理責任者（部局責任者も含む）に対する改善命令	
統括管理責任者	大学事務局長	大学全体の公的研究費の実質的な運営・管理に関することおよび不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を実施	公的研究費の運営管理を適切に維持するための部局責任者、運営責任者、経費管理責任者に対する改善指示	最高管理責任者への報告。 また、不正防止対策の実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告
コンプライアンス推進責任者	各学部長・各研究科長	研究者部局における公的研究費の実質的な運営・管理に関することおよび自己の管理する部局等にて対策を実施。部局等にてコンプライアンス教育を実施・受講状況を管理監督する。部局等にてモニタリングを実施・必要に応じて改善を指導する。	左記に関して所属教員等に対する改善指導	統括管理責任者への報告、および実施状況を確認し、統括管理責任者に報告（様式1）
コンプライアンス推進副責任者	各学科長・各専攻長	コンプライアンス推進責任者を補佐して、自己の管理する部局等にてコンプライアンス教育を実施するとともに受講状況を管理監督し、又、部局等にてモニタリングの実施と必要に応じた改善を指導する。	左記に関して所属教員等に対する改善指導	コンプライアンス推進責任者への報告、および運営担当者、経費管理担当者への指導助言および相談
運営責任者	産学連携・研究支援室長	研究費の申請事務処理手続きに関すること	研究費の申請等事務処理手続きの企画及び立案	統括管理責任者への報告
		実績報告書に関すること	左記に関して部局責任者に対する必要書類の作成、修正等に関する指示	経費管理責任者との連絡調整
経費管理責任者	会計課長	研究費の使用ルールに関すること	研究費の使用ルールの企画及び立案	統括管理責任者への報告

		研究費の使用ルールの遵守に関すること	左記に関して部局責任者に対する改善指導	運営責任者との連絡調整
		予算の執行状況に関すること	上記同	
		支出決議書に関すること	左記に関して部局責任者に対する必要書類の作成、修正等に関する指示	
監事	監事	<p>監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。</p> <p>監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。</p>	左記に関して運営責任者、経費管理責任者に対する改善指導	役員会への報告、意見を述べる。

(様式1)

令和 年 月 日

統括管理責任者殿

〇〇学部  
学部長〇〇  
(コンプライアンス推進責任者)

〇〇学部におけるコンプライアンス教育等の実施の報告

(1) コンプライアンス教育の実施内容

①コンプライアンス教育の内容

②実施日

令和〇〇年〇月〇日

③受講者数〇〇名

(2) その他のコンプライアンス啓発活動

(3) 科研費の使用に係るモニタリング

①実施日

令和〇〇年〇月〇日

②氏名

〇〇

〇〇

③モニタリング結果

以上